平成２４年（フ）第２９４号
秋田県潟上市天王字道合５番地９
破産者　石川　卓也
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０３号
秋田市南通宮田５番13号　レジデンス宮田37
破産者　鈴木　　亨
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４６８号
埼玉県東松山市松山町２－１－25　えふがーでんＡ－101、住民票上の住所埼玉県熊谷市今井148番地
破産者　藤野　　茂
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３１８号
岐阜県羽島郡岐南町伏屋２丁目229番地　レオパレスライズワン108号室、開始決定時の住所岐阜市蔵前１丁目８番３号
破産者　鈴木　貴之
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５８１号
愛知県豊田市小坂本町１丁目15番地８　シティーハイツＡＴ1104号
破産者　瀧川　友惠
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６４４号
愛知県北名古屋市井瀬木高畑57番地
破産者　仙田　眞教
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５０１５号
石川県小松市上荒屋町子37、開始決定時の住所大阪市生野区生野西１丁目13番２－608号
破産者　川井　淳成
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７０７号
大阪市此花区高見１丁目７番13－302号
破産者　草谷　　徹
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３９４号
大阪府寝屋川市高柳３丁目19番25号
破産者　甲邊　元明
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４０４号
大阪府枚方市船橋本町２丁目72－４、開始決定時の住所大阪府枚方市小倉東町３番２号
破産者　中村　　丈
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６０１号
大阪府箕面市瀬川１丁目５番16号
破産者　村田　慶子
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９０８号
神戸市灘区畑原通１丁目１番１号、従前の住所神戸市灘区上野通５丁目８番13号
破産者　仲井　康子
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４９９号
神戸市北区北五葉１丁目５番１－708号
破産者　城後　寛司
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５１７号
神戸市北区有野町唐櫃3388番地の３
破産者　馬場　勝己
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３２号
京都府京田辺市興戸南落延27番地２　ハイツエスペランサー105号室、開始決定時の住所兵庫県宝塚市鶴の荘21番14号
破産者　石岡　徳能
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
兵庫県伊丹市松ケ丘１丁目58番地　エル昆陽池203号、前住所兵庫県伊丹市中野東２丁目259番地Ｂ号
破産者　兵庫阪神犬友社こと　石躍　利浩
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第８８号
兵庫県宝塚市安倉南４丁目37番３号クラスター坂西203号、前住所兵庫県宝塚市旭町３丁目４番２号
破産者　灘波　伸幸
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係